

佐賀県告示第 102 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨通知があった。

平成 31 年 3 月 19 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 解除予定に係る保安林の所在場所

鹿島市大字三河内字笠井丁 25 番、字妙見丁 159 番 3、丁 162 番 1、丁 162 番 3、字妻夫岩丁 372 番 3、丁 373 番 2、丁 374 番 3 から丁 374 番 5 まで、
丁 380 番 1、丁 383 番 2

2 保安林として指定された目的

水源の^{かん}涵養

3 解除の理由

道路用地とするため